

令和7年度千葉市特定健康診査受診勧奨業務委託 質問に対する回答

※質問を募集し、重複した質問はまとめて回答しております。あらかじめご了承ください。

No.	項目	質問	回答																																																												
1	企画提案実施要領2ページ 5 参加に関する手続き (2)参加申込み 工 提出書類 (オ)類似の受診勧奨業務の実績(様式5)	(オ)類似の受診勧奨業務の実績では『・令和元年度から令和5年度の受診勧奨実績で、業務の履行が完了しているものに限る。・4つ以上ある場合は、以下の優先順位により主なもの(健診対象者数が多いもの、実施前の年度の受診率が高いもの)を3つまで記載すること。』とあるが、複数実績を有する場合、千葉市と対象者規模が同規模かそれ以上かつ市町村国民健康保険の特定健康診査の受診率向上実績を記載することが実績の証明として適しているという解釈でよろしいか。	複数実績を有する場合は、対象者数が多いもの、実施前の年度の受診率が高いものを優先的に記載してください。																																																												
2	企画提案実施要領2ページ 5 参加に関する手続き (2)参加申込み 工 提出書類 (オ)類似の受診勧奨業務の実績(様式5)	(オ)類似の受診勧奨業務の実績では『・令和元年度から令和5年度の受診勧奨実績で、業務の履行が完了しているものに限る。・4つ以上ある場合は、以下の優先順位により主なもの(健診対象者数が多いもの、実施前の年度の受診率が高いもの)を3つまで記載すること。』とあるが、令和元年度、2年度の感染症等による全国的な受診率低下の影響を加味し、複数年度の継続した受診勧奨業務の実績を有する場合でも直近年度となる令和4,5年度以降の実績を優先的に記載する方が望ましいと考えるが、いかがか。	企画提案実施要領のとおり、実施前の年度の受診率が高いものを記載してください。																																																												
3	企画提案実施要領6ページ 6 委託業者の選考 (2)選考方法及び選考基準 イ 選考基準	評価項目ア「健診等の受診率向上実績」及びイ「自治体及び国民健康保険特定健康診査受診勧奨実績」は、(2)参加申込み 工 提出書類 (オ)類似の受診勧奨業務の実績(様式5)で提出をする実績に基づいて採点するという解釈でよろしいか。	お見込のとおり、類似の受診勧奨業務の実績(様式5)をもとに採点します。																																																												
4	企画提案実施要領【参考資料】 別表4	令和5年度のSMS配信について、配信者のうち受診した割合を教えてください。またどのような対象者にSMSを用いて勧奨したか教えてください。	令和5年度は17,464人に勧奨し、59.1%の方が受診しました。 【対象者】 ・本市が携帯電話番号を保有している。 ・7月配信者：過去3年間の受診回数が1～3回の方 ・8,9,10,11月配信者：過去3年間の受診回数が1～2回の方																																																												
5	企画提案実施要領【参考資料】 別表4	令和2～5年度それぞれの39歳への受診勧奨の受診率を教えてください。	下記のとおり、受診率を回答します。 令和2年度：14.4% 令和3年度：15.3% 令和4年度：16.1% 令和5年度：7.4%(未確定、2025/2/6時点の割合です。)																																																												
6	企画提案実施要領【参考資料】 別紙1	令和5年度及び令和6年度の月ごとの受診者数を教えてください。	下記のとおり、回答します。 ※令和6年度の健診データは2025/2/6時点で本市のシステムに登録されているものであり、確定ではありません。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">令和5年度</th> <th colspan="2">令和6年度</th> </tr> <tr> <th>年月</th> <th>受診者</th> <th>年月</th> <th>受診者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>令和5年4月</td><td>18</td><td>令和6年4月</td><td>15</td></tr> <tr><td>令和5年5月</td><td>471</td><td>令和6年5月</td><td>847</td></tr> <tr><td>令和5年6月</td><td>2,904</td><td>令和6年6月</td><td>2,661</td></tr> <tr><td>令和5年7月</td><td>3,240</td><td>令和6年7月</td><td>3,601</td></tr> <tr><td>令和5年8月</td><td>2,559</td><td>令和6年8月</td><td>2,648</td></tr> <tr><td>令和5年9月</td><td>3,485</td><td>令和6年9月</td><td>3,314</td></tr> <tr><td>令和5年10月</td><td>5,021</td><td>令和6年10月</td><td>4,596</td></tr> <tr><td>令和5年11月</td><td>4,946</td><td>令和6年11月</td><td>3,243</td></tr> <tr><td>令和5年12月</td><td>4,391</td><td>令和6年12月</td><td>96</td></tr> <tr><td>令和6年1月</td><td>4,176</td><td>令和7年1月</td><td></td></tr> <tr><td>令和6年2月</td><td>5,499</td><td>令和7年2月</td><td></td></tr> <tr><td>令和6年3月</td><td>2</td><td>令和7年3月</td><td></td></tr> <tr><td>合計</td><td>36,712</td><td>合計</td><td>21,021</td></tr> </tbody> </table>	令和5年度		令和6年度		年月	受診者	年月	受診者	令和5年4月	18	令和6年4月	15	令和5年5月	471	令和6年5月	847	令和5年6月	2,904	令和6年6月	2,661	令和5年7月	3,240	令和6年7月	3,601	令和5年8月	2,559	令和6年8月	2,648	令和5年9月	3,485	令和6年9月	3,314	令和5年10月	5,021	令和6年10月	4,596	令和5年11月	4,946	令和6年11月	3,243	令和5年12月	4,391	令和6年12月	96	令和6年1月	4,176	令和7年1月		令和6年2月	5,499	令和7年2月		令和6年3月	2	令和7年3月		合計	36,712	合計	21,021
令和5年度		令和6年度																																																													
年月	受診者	年月	受診者																																																												
令和5年4月	18	令和6年4月	15																																																												
令和5年5月	471	令和6年5月	847																																																												
令和5年6月	2,904	令和6年6月	2,661																																																												
令和5年7月	3,240	令和6年7月	3,601																																																												
令和5年8月	2,559	令和6年8月	2,648																																																												
令和5年9月	3,485	令和6年9月	3,314																																																												
令和5年10月	5,021	令和6年10月	4,596																																																												
令和5年11月	4,946	令和6年11月	3,243																																																												
令和5年12月	4,391	令和6年12月	96																																																												
令和6年1月	4,176	令和7年1月																																																													
令和6年2月	5,499	令和7年2月																																																													
令和6年3月	2	令和7年3月																																																													
合計	36,712	合計	21,021																																																												
7	企画提案実施要領 提出様式 (様式5)類似業務の受診勧奨業務の実績	前身の会社から新設分割(保健事業を継承)にて設立した場合、類似の実績について前身の会社のものを提出してよろしいか。	あらかじめ本市に連絡し、『企画提案実施要領 提出様式(3)企業概要』にその旨を明記し、『企画提案実施要領 提出様式(様式5)類似業務の受診勧奨業務の実績』に前身の実績を記入することができます。後日本市から内容確認のため、お問い合わせさせていただく場合がございます。 ※『企画提案実施要領 提出様式(3)企業概要』への明記の仕方について、別紙のとおり【記載例】を公開していますので、ご確認ください。																																																												
8	仕様書1ページ 4 業務内容 (2)勧奨事業の実施	R6年度の勧奨方法(通知・電話・SMS)とそれぞれの時期および数量を教えてください。	○通知 令和6年6月,9月,11月及び令和7年3月に勧奨 年間勧奨数量：約150,000件(未確定) ○電話 令和6年9月に実施 年間勧奨数量：834件(確定) ○SMS 令和6年7,8,9,10,11月 年間勧奨数量：10,100件(確定)																																																												
9	仕様書1ページ 4 業務内容 (2)勧奨事業の実施	電話・SMSについてどういう人に勧奨したかの属性を教えてください。	令和6年度は以下の対象者に勧奨しました。 ○電話 前年度未受診で過去3年間の受診回数が1～2回で6月に通知を送付した40～60歳の方 ○SMS 本市が携帯電話番号を保有しており、過去3年間の受診回数が1～2回の方に対し、期間内最大2回配信																																																												
10	仕様書1ページ 4 業務内容 (2)勧奨事業の実施	(イ)電話による勧奨、(ウ)ショートメッセージサービスによる勧奨は必須か。	必須ではありません。通知・電話勧奨・SMSに限らず、千葉市特定健康診査受診率の向上が期待できる勧奨方法の提案を期待します。																																																												

令和7年度千葉市特定健康診査受診勧奨業務委託 質問に対する回答

※質問を募集し、重複した質問はまとめて回答しております。あらかじめご了承ください。

No.	項目	質問	回答
11	仕様書3ページ 5 千葉市から提供可能なデータ	下記データの提供は可能か。 ○被保険者マスタ(下記いずれか) (A) 国保総合システム 特定健診等被保険者データ(KD_IF015) (B) 国保総合システム 被保険者資格データ(EUC個人資格情報ファイル) (C) 国保総合システム 被保険者異動報告データ(資格情報ファイル(世帯・個人))	いずれのデータも保有していないため、提供できません。
12	仕様書3ページ 5 千葉市から提供可能なデータ	下記データの提供は可能か。 ○レセプトデータ(KDB突合データ、レセ電コードいずれか) ・KDB突合データ(直近12か月分) GYMM_1_K D B被保険者台帳. CSV GYMM_2_健診結果. CSV GYMM_3_医療レセプト管理. CSV GYMM_4_医療傷病名. CSV GYMM_5_医療摘要. CSV GYMM_6_医療最大医療資源ICD別点数. CSV KD_IF317(処方箋発行医療機関情報). csv ・レセ電コード(直近12か月分) 医科・・・「21_RECDEINFO_MED.CSV」 DPC・・・「22_RECDEINFO_DPC.CSV」 調剤・・・「24_RECDEINFO_PHA.CSV」	下記のデータは提供可能です。ただし、契約書に則り、利用目的を明らかにした上で、千葉市が承諾した場合に限ります。  ○レセプトデータ(KDB突合データのみ) ・KDB突合データ(直近12か月分) GYMM_1_K D B被保険者台帳. CSV GYMM_2_健診結果. CSV GYMM_3_医療レセプト管理. CSV GYMM_4_医療傷病名. CSV GYMM_5_医療摘要. CSV GYMM_6_医療最大医療資源ICD別点数. CSV KD_IF317(処方箋発行医療機関情報). csv
13	仕様書3ページ 5 千葉市から提供可能なデータ	下記データの提供は可能か。 ・特定健診データ FKAC 131 特定健診受診者CSVファイル(過去3年度分) FKAC 163 特定健診結果等情報作成抽出(健診結果情報)ファイル(過去3年度分) FKAC 164 特定健診結果等情報作成抽出(その他の結果情報)ファイル(過去3年度分) FKAC 167 特定健診結果等情報作成抽出(健診結果情報(横展開))ファイル(過去3年度分)	いずれのデータも提供可能です。ただし、双方の協議のもと、契約書に則り、利用目的を明らかにした上で、千葉市が承諾した場合に限ります。
14	仕様書3ページ 5 千葉市から提供可能なデータ	下記データの提供は可能か。 ・個別健診対応医療機関名簿.xlsx 医療機関名と医療機関コードの記載があるもの	いずれのデータも提供可能です。ただし、双方の協議のもと、契約書に則り、利用目的を明らかにした上で、千葉市が承諾した場合に限ります。
15	仕様書3ページ 5 千葉市から提供可能なデータ	下記データの提供は可能か。 ・被保険者管理台帳(KDB帳票 p 26_006)	いずれのデータも提供可能です。ただし、双方の協議のもと、契約書に則り、利用目的を明らかにした上で、千葉市が承諾した場合に限ります。
16	仕様書3ページ 5 千葉市から提供可能なデータ	下記データの提供は可能か。 ・受診券発行者データ((A)又は(B)のいずれか) (A)TKAB051 (B)FKAC161 + 宛名データ ※宛名データは以下の情報を含む 被保険者記号 被保険者番号 氏名 カナ氏名 性別 生年月日 ※西暦8桁 郵便番号 住所 電話番号 ※ハイフンなし 受診券整理番号 ※他ファイルと紐づく受診券整理番号 宛名番号(個人番号) ※FKAC161等と紐づく番号になっている	いずれのデータも提供可能です。ただし、双方の協議のもと、契約書に則り、利用目的を明らかにした上で、千葉市が承諾した場合に限ります。
17	委託契約書 (著作権の譲渡等)第6条	著作権の帰属について、委託事業者の決定後に双方の協議のもと、著作権の帰属先の変更を行うことは可能か。	契約書の内容については、双方の協議により一部変更を行うことも可能です。
18	委託契約書 個人情報特記事項 (適切な管理)第3	『千葉市の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針及び千葉市情報セキュリティ対策基準に定める措置』との記載がありますが、こちらは令和6年度からの変更はあるか。また、変更がある場合は最新の内容を開示してほしい。	2025/2/6時点で令和6年度からの変更予定はありませんが、今後、変更になる場合もあります。
19	委託契約書 個人情報特記事項 (目的外の利用または第三者への提供の禁止)第6	令和6年12月25日個人情報保護委員会通知の「レセプトデータ等の保有個人情報の利活用に関する注意喚起(地方公共団体向け)」に記載されている地方公共団体Aと個人情報取扱事業者Xとの事例は、委託契約書個人情報取扱特記事項第6における「当該事務を処理する目的以外の目的」に抵触するため事業者としても留意すべき事例と考えておりますが、当該事例に抵触するおそれのある事業者が、千葉市特定健康診査受診勧奨業務委託に応募すること自体は問題ないか。	本業務委託に係る参加資格要件は企画提案実施要領に記載のとおりです。
20	委託契約書 個人情報特記事項 (目的外の利用または第三者への提供の禁止)第6	企業側の関係法令遵守及び事務取扱の透明性を明確にするため、契約締結後、千葉市と協議の上、「個人情報保護委員会又は主務大臣から行政機関等の保有個人情報の取扱いについて受けた指導、勧告及びこれに対する対応措置の内容を開示する」趣旨の書面(誓約書等)を交わすことは可能か。	事業者と協議のもと、本市で誓約書の内容を確認し適切と認められた場合、誓約書を交わすことも可能です。

令和7年度千葉市特定健康診査受診勧奨業務委託 質問に対する回答

※質問を募集し、重複した質問はまとめて回答しております。あらかじめご了承ください。

No.	項目	質問	回答
21	その他	40～74歳の被保険者で、毎年どの程度の流入・流出があるか、教えてほしい。	被保険者の異動状況（流入・流出）について、40～74歳のデータは保有しておらず、お答えは難しいですが、参考に令和5年度の全被保険者のデータについて回答いたします。 ○流入：40,878人 主な流入理由：社保離脱(65.4%)、転入(25.5%)など ○流出：47,594人 主な流出理由：社保加入(49.2%)、後期加入(23.1%)、転出(15.4%)など
22	その他	過去に電話による勧奨で、拳がっている未受診理由な主なものを教えてほしい。	主な理由としては、以下のとおりです。 ・受療中だから ・特定健康診査ではなくほかの健診を受けているから ・時間がないから ・健康だから